

令和8年3月17日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南魚沼市長 林 茂男

<p>市町村名 (市町村コード)</p>	<p>南魚沼市 (15226)</p>	
<p>地域名 (地域内農業集落名)</p>	<p>南魚沼市 (東地区:大倉、船ヶ沢新田、黒土、黒土新田、荒山、桐沢、堂島、荒金、茗荷沢、茗荷沢新田、山崎新田、山崎、谷地、高田、門前、芋赤、湯谷、雷土、雷土新田 浦佐地区:浦佐八色、鰻島、天王町、川原町、富町、田町、浦佐上町、浦佐門前、本町、西浦、新町、町屋、岩山、境川 大崎地区:水尾、今町新田、柳古新田、海士ヶ島新田、八色原、穴地新田、穴地、大崎 藪神地区:辻又、後山、市野江、芹田、北、一村尾、名木沢、九日町、猫道、今町、城山新田 城内地区:妙音寺、藤原、法音寺、田崎、新堀、新堀新田、泉新田、泉、下原、下原新田、長森新田、麓、長森、上原、野際、下薬師堂、下出浦、上出浦、上薬師堂、岡、山口、中手原、広堀 大巻地区:野田、北田中、西、四十日、大杉、寺尾、欠之下、五日町、押出、奥、青木、宇津野、四十日新道 五十沢地区:二日町、津久野下新田、津久野、津久野上新田、岩崎、宮村下新田、宮、深沢、小川、土沢、清水瀬、野中、舞台、畔地、畔地新田、原、蛭窪、永松、京岡、京岡新田、金城、中川新田、中川、山谷 六日町地区:上大月、下大月、東泉田、西泉田、上町、大和町、伊勢町、小栗山、余川、君婦、欠之上、川窪、美佐島、八幡、田中町、坂戸 上田地区:三郎丸、長表、雲洞、早川、枝吉、金清坊、中之島、掛之下、広道、原芝野、横新田、上神字、姥沢、台上、滝谷、沢口、一之沢、蟹沢、清水 塩沢地区:塩沢、目来田、中、樺野沢、樺野沢新田、天野沢、泉盛寺、栃窪、岩之下、吉里、思川、片田、竹俣、竹俣新田、島新田、上十日町 中之島地区:中子、中野、古川、大里、小木六、八竜、小杉、大木六、吉山、大木六原、小松沢、柄沢、仙石、舞子、万条、下万条、姥島、論丸、坪池、五郎丸、徳田、大原、五丁歩 石打地区:上の平、関山、関、上野、宮野下、小刈、上一日市、下一日市、君沢、上東之木、下東之木、大宮、大沢山、砂押、大沢新田、大沢、南田中 )</p>	
<p>協議の結果を取りまとめた年月日</p>	<p>令和8年3月17日 (第5回)</p>	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

<p><b>農地の状況</b> 南魚沼市内において、農地の状況は地域によって異なるが、概要は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 50a～1ha規模のほ場が多い地区 東地区、浦佐地区、大崎地区水無川沿岸地域</li><li>○ 30a区画のほ場が多い地区 大崎地区南部、城内地区の三国川・宇田沢川水系に属する農地、五十沢地区は、三国川、皆沢川水系に属する農地、上田地区内のほ場整備率は95%以上、塩沢地区は、魚野川、北沢川、伊田川、鎌倉沢川の流域一帯に形成された農地</li><li>○ 中山間5～20a地区 藪神地区：後山・辻又</li><li>○ 都市的土地需要が高い 浦佐市街地、六日町地区</li><li>○ 中山間条件不利 塩沢の山間</li><li>○ 平場10a区画のほ場 大巻地区の庄之又川左岸から大和地域、中之島地区、石打地区</li></ul> <p><b>担い手の状況</b> ほ場規模の問題もあり、担い手の経営農地面積の拡大にも限界があるなど、地域によって状況は異なるが、全体としては、農業従事者の高齢化や農業機械の更新を契機とした農業離れ等も進んでおり、将来的な担い手不足も心配される状況。</p> <p><b>課題</b> 認定農業者や農業法人の育成、新規就農者の支援等により、地域の実情に即した経営体の基盤の強化と育成</p>
--

### (2) 地域における農業の将来の在り方

<p>全国的なブランド米である南魚沼産コシヒカリは今後も主要作物であり、将来的に消費が減少した中でも高価格で選ばれ続ける産品であり続けるためにブランド価値向上の取り組みを行う。 水稲については圧倒的にコシヒカリに集中しており、農作業時期が集中するため今後農業人口が減少する中で同じレベルで品質・数量を確保することが難しくなっていることから、農作業の更なる効率化や多品種への切り替えに向けた取組みが必要。 高収益作物の導入については、ブランド化されている八色西瓜、八色しいたけ、市内の直売所を核とした地域の重点園芸品目の取組拡大を目指す。</p>
--

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5,835 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5,835 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。なお、保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。
---

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地バンクを通じて、担い手を中心とした集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
令和7年度以降において新規の貸借契約はすべて農地中間管理機構を通すことになるので、受け手と出し手の意向を踏まえて貸付を行う。その際、将来的な地域集積を意識した貸付になるよう配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
以下のとおり地元の要望に基づき実施する。 大月地区：令和11年度、吉里地区：令和8年度、泉盛寺地区：令和8年度完了予定です。基盤整備事業を進めている。 荒金堂新田地区：R9、山口地区R11、藪神南部地区、城之川Ⅱ期地区令和19年予定の基盤整備事業の計画がある。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手経営体のみではなく、兼業農家も維持・確保する。 民宿経営などを含めたスキー産業との連携 市、農業委員会、JAみなみ魚沼、農業普及指導センター等関係機関で連携し、新規就農者の育成を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
NOSAIによる共同防除

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料	✓	③スマート農業		④畑地化・輸出等	✓	⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	✓	⑦保全・管理等	✓	⑧農業用施設	✓	⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①南魚沼市鳥獣被害防止対策協議会が、実施隊に捕獲を依頼し、年間と通じて銃または、こわな等による有害鳥獣捕獲を行う。市は、狩猟免許(銃、わな)の新規取得や電気柵の設置などを支援する。
- ③作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減、農業の経営管理の合理化による農業の生産性の向上を図るため、ロボット、AI、IoT等の情報通信技術を活用したスマート農業技術の導入を支援する。
- ⑤アグリコアワイナリーへの支援を通じて、加工用ブドウ生産などを支援する。
- ⑦農地や農業用水等が有する多面的機能の維持・発揮に向け、農地法面の草刈りや水路の泥上げ、農道の砂利補修など、農地・農業用施設の保安全管理活動を促進するため、「多面的機能支払交付金」「中山間等地域直接支払交付金」の制度を活用する。
- ⑧しいたけ選果場、西瓜選果施設の稼働により、効率的な出荷作業を行う。
- ⑨資源循環型社会の実現に向け、南魚沼広域有機センターを活用し、有機資源(きのこ菌床含む)の再利用の促進を図るとともに有機肥料を農地に還元する。